

国保匝瑳市民病院建替整備 基本設計等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザルの目的

当院が建設を予定する国保匝瑳市民病院建替整備 基本設計等業務委託にあたっては、公平性、透明性を図りながら、適正な予算の範囲内で豊富な経験と高い専門知識を持つ設計者を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という）方式を採用する。

2 業務内容

(1) 委託業務名

国保匝瑳市民病院建替整備 基本設計等業務委託

(2) 事業主体

国保匝瑳市民病院

千葉県匝瑳市八日市場イ 1304

(3) 設計者選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 事業支援者

特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構

千葉県市川市高石神 33-20

本事業に係る病院建設支援業務を特定非営利活動法人 健康都市活動支援機構(以下「機構」という。)に委託している。本プロポーザルに関し、事業主体からの指示に基づいて機構からの助言、指示等が行われた場合はこれを事業主体によるものとして対応すること。

(5) 仕様等

別紙「国保匝瑳市民病院建替整備基本構想」及び「国保匝瑳市民病院建替整備基本計画」のとおり。

資料は国保匝瑳市民病院ホームページにてダウンロード可能。

(6) 委託期間

契約締結日から令和7年11月25日(火)まで

(7) 担当課

国保匝瑳市民病院 病院建設室

TEL：0479-72-1525

E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

3 国保匝瑳市民病院建替整備（以下、市民病院建替整備）の概要

（※詳細については、「国保匝瑳市民病院建替整備基本計画」参照）

(1) 病床数 70 床

（内訳） 一般病床 35 床、地域包括ケア病床 35 床

(2) 市民病院建替整備の延床面積は 7,800 m²以内とする

(3) 市民病院建替整備の主要構造は設計者の提案による。

地質調査の結果等を踏まえ実現可能性のある地震対策技術を基本設計の中で検討すること。

(4) 診療科目は内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、外科、消化器外科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科。

(5) 概算事業費（建設工事費）は、国保匝瑳市民病院建替整備基本計画に記載されている事業費を参照のこと。なお、同事業費は令和 6 年 4 月時点のものなので、それ以降の物価上昇等を考慮した上で、可能な限りローコストで高品質となる事業費を提案すること。

※ 概算事業費（建設工事費）：本体工事（建築工事、機械設備工事（以下、浄化槽工事を含む）、電気設備工事、昇降機設備工事、造成工事、外構工事（以下、駐車場工事を含む）、既存工作物解体工事（プール等）とする。

※ 用地取得費、医療機器、厨房機器、家具什器、医療システム整備費は除く。

(6) 開院時期は令和 10 年 9 月を想定。

（市民病院建替整備工事、外構工事、駐車場工事、医療機器・厨房機器・什器備品、検査、移転を終える）

4 市民病院建替整備の用地及び要件

- (1) 建設地は千葉県匝瑳市八日市場イ及び八日市場ロ(「国保匝瑳市民病院建替整備基本計画」参照)
- (2) 敷地面積は約 23,000 m²
- (3) 用途地域：指定なし(建蔽率 60%、容積率 200%)
- (4) その他要件

駐車場は患者駐車場(身体障害者等用駐車場合む)、職員駐車場、公用車駐車場を整備すること。その他、救急車停車場、循環バス乗降場、タクシー乗場・停車場、搬送車停車場、消防車停車・活動場等を確保すること。外構は、外灯、ゴミ置場、給排水施設、農業用排水路の付替、緑地、調整池、自転車置場、敷地内通路等の整備を行う。浄化槽を想定。

5 委託業務内容

本業務は、次の(1)、(2)の成果物は、「令和6年国土交通省告示第8号」、「千葉県 県土整備部共通仕様書」に準じるものとする。

- (1) 国保匝瑳市民病院建替整備工事に係る基本設計業務
 - ① 設計条件等の整理
 - ② 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
 - ③ 上水道、電力、通信等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ
 - ④ 浄化槽、LPガス等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ
 - ⑤ 基本設計方針の策定
 - ⑥ 基本設計図書の作成(建築工事、電気設備・機械設備工事、昇降機設備工事、造成工事、外構工事、既存工作物解体工事(プール等)の設計を含む)
 - ⑦ 概算工事費の算出
 - ⑧ 設計内容・資料の事業主体等への説明等
 - ⑨ 機械設備の採用方式コスト等比較検討資料の作成
- (2) その他関連業務
 - ① 院内各部署とのヒアリングと説明の実施
 - ② 搬送計画策定のための支援

- ③ 新築建物の電波障害調査及び障害影響検討書の作成
- ④ コンピューターグラフィックパース等の作成
- ⑤ 各種説明会（住民参加説明会、議会説明等）への参加及び必要な資料の作成
- ⑥ 打合せ議事録の作成
- ⑦ 医療法等の届出書類等の作成の支援
- ⑧ その他、基本設計業務に必要な業務

6 参加資格及び条件

参加者は、次のすべての条件を満たさなければならない。なお、共同企業体、協力事務所での参加も可とする。

共同企業体による参加は、共同企業体の代表構成員が次の条件の（１）を満たすこととし、共同企業体すべての構成員が次の条件の（２）から（１６）を満たすものとする。

協力事務所による参加は、参加者が次の条件の（１）を満たすこととし、協力事務所が次の条件の（２）から（１０）、（１３）から（１５）を満たすものとする。

参加者、共同企業体の構成員、協力事務所のいずれかが、ZEB プランナーとして登録されていること。

- （１） 病床数 50 床以上または 5,000 m²以上の病院の新築（改築を含む）、増築において基本設計または実施設計業務を元請として過去 15 年間に受注し履行した実績を 3 件以上有すること。
- （２） 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者とする。なお、当業務を受注した場合は資本関係のある会社は施工を請け負うことはできない。
- （３） 本業務における他の設計共同企業体の構成員でないこと。
- （４） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- （５） 令和 6・7 年度「匝瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登録されている者であること。
- （６） 本プロポーザルの公募開始日から契約締結日までに、千葉県、匝瑳市から指名停止等の措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であっても、公告の日の前日までに裁判所から更生または再生計画の認可決定を受けている者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同上第6号に規定する暴力団員またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (9) 賦課されているすべての税（国税、千葉県税、匝瑳市税）に滞納がないこと。
- (10) 市と紛争または争訟関係にないこと。
- (11) 総括責任者は、参加者、共同企業体の構成員から選任すること。病床数50床以上または5,000 m²以上の病院の新築（改築含む）、増築において基本設計または実施設計業務を過去15年間に履行した実績を3件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。
- (12) 意匠主任技術者は、参加者、共同企業体の構成員から選任すること。病床数50床以上または5,000 m²以上の病院の新築（改築を含む）、増築において基本設計または実施設計業務を過去15年間に履行した実績を1件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。ただし、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (13) 構造の主任技術者は、参加者、共同企業体の構成員、協力事務所から選任すること。ただし、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (14) 電気設備、機械設備の各主任技術者は、参加者、共同企業体の構成員、協力事務所から選任すること。病床数50床以上または5,000 m²以上の病院の新築（改築を含む）、増築において基本設計または実施設計業務を過去15年間に履行した実績を1件以上有すること。なお、当該実績は個人経歴としての実績で可とする。ただし、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。
- (15) 積算主任技術者は、参加者、共同企業体の構成員、協力事務所から選任すること。ただし、各主任技術者については、他の分担業務分野の担当技術者を兼務していないこと。

(16) 総括責任者及び意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有する者とする。

総括責任者及び意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者、積算主任技術者は、本業務が完了するまで配置すること。

7 実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする。

| 内 容 | | 日 程 |
|------|--------------------------|----------------------------|
| 参加受付 | プロポーザルの公告 | 令和7年1月14日(火) |
| | 現病院見学会 | 令和7年1月21日(火)、 22日(水) |
| | 参加申請に関する質問書の提出期限 | 令和7年1月28日(火) 15時必着 |
| | 参加申請に関する質問書の回答 | 令和7年2月4日(火) |
| | 参加申請書の提出期限 | 令和7年2月10日(月) 15時必着 |
| 一次審査 | 一次審査(書類審査) | |
| | 一次審査結果通知、技術提案書の要請 | 令和7年2月18日(火) |
| 二次審査 | 技術提案書作成に関する質問書の提出期限 | 令和7年2月25日(火) 15時必着 |
| | 技術提案書作成に関する質問書の回答 | 令和7年3月4日(火) |
| | 技術提案書の提出期限 | 令和7年4月8日(火) 15時必着 |
| | 二次審査(公開プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和7年4月28日(月)頃 (別途通知します) |
| | 二次審査結果通知 | 二次審査後すみやかに |

8 現病院見学会

(1) 日程

令和7年1月21日(火)または1月22日(水)

※予約時に時間を決定する。

(2) 実施方法・予約方法

- ・現病院見学会は予約制とし、1社ずつを基本とする。
- ・現病院の見学を行う。
- ・建設地は各々で確認すること。なお、地図(簡易図面)は現病院見学会の際に配布する。
- ・現病院見学会の参加を希望するものは、下記の予約可能期間に電話予約をすること。

予約可能期間：令和7年1月16日(木)～17日(金) 9時～16時30分

連絡先：国保匠瑳市民病院 病院建設室 担当：須合、濁川、宇野

TEL：0479-72-1525

(3) 注意事項

- ・病院見学時は、当院の指示に従うこと。
- ・現病院見学会における質疑は受け付けない。質疑は次項「参加申請に関する質問書の受付と回答」によるものとする。
- ・現病院見学者は1社当たり5名以内とする。
- ・現病院見学者は当日検温すること。なお、体温が37.0度以上ある者は不可とする。
- ・現病院見学の際はマスクを着用すること。
- ・写真撮影は可(動画撮影不可)とするが、人物、書類その他個人の肖像権や個人情報等機密情報が写りこまないようにすること。
- ・車で来院される場合は、正面玄関入口付近の駐車場ではなく、北側駐車場を利用すること。

9 参加申請に関する質問書の受付と回答

(1) 提出書類・提出方法

質問書（様式 6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質問は受け付けない。PDF データ、Excel データの 2 種類を提出のこと。

(2) 提出期限

令和 7 年 1 月 28 日（火）15 時必着

(3) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ 1304

国保匝瑳市民病院 病院建設室 担当：須合、濁川、宇野

TEL：0479-72-1525 E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

必ず電話にて送受信の確認を行うこと。

(4) 質問書に対する回答

提出された質問の回答は、令和 7 年 2 月 4 日（火）に質問者名を伏せて、全質問の回答を集約したものを国保匝瑳市民病院ホームページで回答する。

10 参加申請書の提出

(1) 提出書類・提出方法

① 参加申請書（様式 1）

② 事務所の概要（様式 2 - 1）

③ 技術職員の状況（様式 2 - 2）

④ 事務所の業務実績（様式 3 - 1）及びその契約書または履行証明書（PUBDIS 可）

⑤ 事務所の業務実績の詳細（様式 3 - 2）

⑥ 当設計への取組姿勢（様式 3 - 3）

⑦ 基本設計業務に対する担当者の想定従事日数（常勤換算）（様式 3 - 4）

⑧ 総括責任者及び各主任技術者の実績（様式 4 - 1）及びその契約書または履行証明書（PUBDIS 可）並びに各技術者の資格を証明する証書の写し

⑨ 総括責任者の業務実績の詳細（様式 4 - 2）

- ⑩ 協力事務所の概要（様式 5）
- ⑪ ZEB プランナーの登録が確認できる書類
- ⑫ 国税、千葉県税、匝瑳市税のそれぞれについて滞納がない証明書

※ ⑥は、自由記載とする。

下記 5 項目は参考。

- 1. 病院の整備に対する理解度
- 2. 設計で重視するポイント
- 3. 担当者・チーム・組織の特徴及び姿勢
- 4. 設計プロセスの管理手法
- 5. その他

※ 上記①～⑫を一式として、正本 1 部、副本 18 部を持参または郵送で提出すること。
副本 18 部の参加申請書（様式 1）は正本の写し（白黒）とする。

※ 電子媒体（CD-R 等）による電子データでも提出すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 10 日（月）15 時必着

(3) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ 1304

国保匝瑳市民病院 病院建設室 担当：須合、濁川、宇野

TEL：0479-72-1525 E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

郵送の場合は、必ず電話にて送受信の確認を行うこと。

11 技術提案書作成に関する質問書の受付と回答

(1) 提出書類

質問書（様式 6）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

質問内容等を記載の上、電子メールで提出すること。電話等の口頭での質問は受け付けない。PDF データ、Excel データの 2 種類を提出のこと。

(2) 提出期限

令和 7 年 2 月 25 日（火）15 時必着

(3) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ 1304

国保匝瑳市民病院 病院建設室 担当：須合、濁川、宇野
必ず電話にて送受信の確認を行うこと。

TEL：0479-72-1525 E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

質問書に対する回答

提出された質問の回答は、令和7年3月4日（火）に質問者名を伏せて、全質問の回答を集約したものを国保匝瑳市民病院ホームページで回答する。

12 技術提案書の提出

(1) 提出書類・提出方法

① 技術提案書提出届（様式7）

② 表紙（自由書式）

③ テーマに対する提案書（様式8-1、8-2）

平面計画は、各階面積、延床面積、建築面積、方位記号を記載すること。

④ 設計費見積書（様式9）

※ 見積書は合計金額及び委託業務種別ごとの内訳が分かるように記載すること。

※ 上記①～④を一式として正本1部、②～④を一式として副本18部を持参または郵送で提出すること。

※ 副本には表紙を含め事務所名等を記載しないこと。

※ 電子媒体（CD-R等）による電子データでも提出すること。

(2) 提出期限

令和7年4月8日（火）15時必着

(3) 提出先

〒289-2144 千葉県匝瑳市八日市場イ 1304

国保匝瑳市民病院 病院建設室 担当：須合、濁川、宇野

TEL：0479-72-1525 E-Mail：hp-kensetsu@city.sosa.lg.jp

郵送の場合は、必ず電話にて送受信の確認を行うこと。

13 審査に関する事項

(1) 一次審査及び結果の通知

① 日時：令和7年2月18日（火）

- ② 審査委員会：審査委員会の委員は8名程度で組織し、別に定めるものとする。
審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。
- ③ 選定方法：書類審査とし、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。
- ④ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

| 審査項目 | 審査の視点 | 審査の基準 | 配点 |
|--|---------------|--|------|
| 事務所の 評価 | 事務所の 実績 | 過去15年間に元請として受託した件数 | 15点 |
| | 当設計への 取組姿勢 | 当病院の状況の理解と取組みに対する姿勢・ポイント（特にコストを守る取組について） | 30点 |
| 総括責任者 及び各主任 技術者並び にチームの 評価 | チームの取組 姿勢 | 本業務に対する担当者の想定従事日数(常勤換算) | 10点 |
| | 技術資格者の 配置 | 総括責任者及び各主任技術者の経験年数(6人×3点) | 18点 |
| | | 総括責任者及び各主任技術者が有している資格保有状況(6人×2点) | 12点 |
| | 担当者の実績 | 総括責任者及び各主任技術者(積算主任技術者を除く)が過去15年間に従事した実績(5人×3点) | 15点 |
| 合計 | | | 100点 |

- ⑤ 結果の通知：一次審査終了後、一次審査対象者全員に文書等で通知する。
- (2) 二次審査及び結果の通知
- ① 一次審査通過者に技術提案書の要請書及び要求水準書等を送付する。
 - ② 選定方法：一次審査通過者による公開プレゼンテーション及びヒアリングとし、技術提案書等の内容を総合的に審査・評価し、本業務の受注候補者を選定する。
※なお、一次審査の点数・評価は二次審査に影響しない。
 - ③ 実施方法：提出書類の説明30分以内（プロジェクター使用等によるプレゼンテーション）と審査委員会による30分程度のヒアリングを行う。

プレゼンテーション及びヒアリング順については、事務局のくじ引きにより順番を決定する。

- ④ プレゼンテーションは、実務に最も携わる意匠主任技術者を発表者とする
こと。
- ⑤ 審査委員会：審査委員会の委員は8名程度で組織し、別に定めるものとする。
審査の公正性を担保するため委員会の構成については公表しないものとする。
- ⑥ 実施場所及び日時：二次審査対象者に別途通知する。
- ⑦ 提案テーマ：提案は、国保匠瑳市民病院整備基本計画を踏まえ、以下の内容に
ついて、具体的かつ簡潔に記述すること。
- ⑧ 提案は各テーマ1案のみとすること。

【テーマ1】

設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について

- ・設計コンセプトについての提案、国保匠瑳市民病院の役割と将来性の理
解度
- ・取組体制
- ・スケジュール管理、コスト管理等のリスク管理手法等についての提案

【テーマ2】

機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び
職場環境の整備

- ・配置計画、平面計画についての提案
- ・運営効率化に基づいた動線計画についての提案
- ・執務環境、療養環境の工夫についての提案

【テーマ3】

省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びDX等の考え方

- ・イニシャルコストとランニングコストのバランス（DX提案を含む）を
考えた設備計画についての提案
- ・ZEB Ready等エネルギー削減比率、ランニングコスト及びメンテナンス
費用削減の提案

【テーマ4】

災害対策について

- ・感染対策についての建築及び設備の提案

- ・建設コストを考慮した豪雨水害、その他（地震、火災等）のハザードに対する具体策の提案と配置計画

【テーマ5】

設計者による施工概算金額とその根拠

- ・設計提案に対する設計者による施工概算金額（様式による）とその明確な根拠の提示
- ・施工概算金額を考慮したローコストのための設計提案

⑨ 審査基準：次の審査項目の評価点を基に行う。

| 審査項目 | 審査の視点 | 審査の基準 | 提出枚数 | 配点 |
|-----------------------------|---|---|----------|------|
| テーマ1 | 設計コンセプト、コスト等のリスク管理手法について | 各テーマに対して的確性、実現性、独創性が認められる提案内容となっているか。 テーマ1：1枚 テーマ2：1枚 テーマ3、テーマ4：1枚 テーマ5：1枚（様式8-2） | A3 1枚 | 20点 |
| テーマ2 | 機能的かつ合理的な動線計画など患者及び職員にとって良好な療養及び職場環境の整備 | | A3 1枚 | 20点 |
| テーマ3 | 省エネルギー対策、ライフサイクルコストの削減及びDX等の考え方 | | A3 1枚 | 10点 |
| テーマ4 | 災害対策について | | | 10点 |
| テーマ5 | 設計者による施工概算金額とその根拠 | | A3 1枚 | 10点 |
| 基本設計等業務委託見積書 | | 適正な価格であるか。（様式による） | | 10点 |
| プレゼンテーション及びヒアリング（発表者の人物評価等） | | 説得力のある説明であること。 真摯でわかり易い対応であること。 説明者の信頼度 | | 20点 |
| 合計 | | | | 100点 |

- ⑩ 留意事項：スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブル、VGAケーブル、及び延長コードは当院のものを使用し、パソコンは提案者が用意すること。
- ⑪ 結果の通知：審査委員会終了後、国保匠瑳市民病院ホームページにて公表する。
- ⑫ その他：参加者が1社の場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングは実施する。当該参加者の提案内容が本業務の目的及び要件を満たしているかを厳正に審査し、適切と判断された場合は受注候補者として決定する。

14 契約に関する事項

(1) 受注候補者との協議

受注候補者が特定された後、発注者と受注候補者が協議を行い、必要に応じて「要求水準書」の追加・修正等を行う。

(2) 契約の締結

二次審査で最も高い評価を受けたものを受注候補者として選定し、本業務における契約交渉を行うものとする。ただし、受注候補者との契約が不調となった場合は、次点の者を新たな受注候補者として選定し、契約交渉を行う。

(3) 契約書の作成

契約には契約書の作成を要する。

15 失格要件

- (1) 本プロポーザルにおいて、応募者の行為が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 応募者が、本プロポーザルに定める手順、手続き、提出期限等を遵守しない場合。
 - ② 提出図書が、本募集要項に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合。
 - ③ 提出図書に虚偽の内容が記載されている場合。
 - ④ 他社の提案図書を盗用した疑いがあると認められた場合。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が応募者にあると認められる場合。
 - ⑥ 審査委員または本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的または間接的に求めた場合。

- ⑦ その他、本プロポーザルの適正な執行を妨げる行為が応募者にあると認められる場合。

16 留意事項

- (1) 審査の結果等について、問い合わせ及び異議申立てを行うことはできないものとする。
- (2) 書類の作成及び提出に係る費用やヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、以下(4)及び(5)の場合を除き、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出書類は使用しない。
- (4) 提出書類の知的所有権は提出した者に帰属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製する場合がある。なお、提出された書類は、匝瑳市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (5) 受注候補者の提案資料はホームページ等で公開する場合がある。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の記載事項に不備があり、修正を依頼したときはこの限りではない。また、参加資格等の審査に必要と判断した場合に追加の書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提出書類に記載した総括責任者及び各主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、当該業務の総括責任者並びに各主任技術者を不適切と判断した時は、発注者と協議の上、担当者の変更を要請する場合がある。
- (8) 業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更することができるものとする。
- (9) 本業務及び今後予定している病院建替整備等において、地元経済への波及効果等を考慮し、市内に本店・支店・営業所等を有する企業の積極的な活用に配慮すること。
- (10) 受注者は設計、施工、工法、発注方法等について、発注者の意向を踏まえ、あらゆる視点から検討し、設計提案すること。
- (11) 基本設計期間中に市民説明会を実施する場合があるため、その対応を行うこと。
- (12) 本プロポーザルを途中で辞退する者は、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (13) 設計に採用する製品等は、できる限り汎用性・保守性のある製品とすること。